

熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（その4） 特記仕様書

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託（その4）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務は、本特記仕様書のほか、以下の各種法令及び規則等に準拠して業務を実施するとともに、本特記仕様書に明示のない事項であっても、技術的観点から必要と認められる事項については、責任を持って充足しなければならない。

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法
（令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行）
- 2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
（令和5年5月29日告示__国土交通省、農林水産省、林野庁）
- 3 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）
（令和5年5月26日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁）
- 4 盛土等防災マニュアル
（令和5年5月26日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁）
- 5 盛土等の安全対策推進ガイドライン
（令和5年5月26日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁）
- 6 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
（令和5年5月26日時点__国土交通省、農林水産省、林野庁）
- 7 設計業務等共通仕様書
（令和7年10月__熊本市）
- 8 その他関係法令、条例、基準及びマニュアル等

第2条（業務の目的）

令和5年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査により抽出された既存盛土等に対して、安全性把握調査の優先度評価を行い、経過観察等に必要な資料を作成することを目的とする。

第3条（履行場所）

熊本市内一円とし、本市が指定する範囲とする。

第4条（履行期間）

契約締結日から令和8年（2026年）12月4日（金）までとする。

第5条（提出書類）

受託者は、契約締結後、速やかに以下に掲げる書類を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 業務着手届
- 2 業務工程表
- 3 管理技術者等通知書及び業務経歴書
- 4 業務計画書
- 5 その他必要書類

受託者は、委託者との連絡を密にし、業務にあたっては、委託者の指示に従わなければならない。

受託者は、各作業工程において工程の確認を行い、業務の進捗状況を委託者へ報告するものとする。また、委託者が必要と認めた場合においても、受託者は適宜作業の各工程の進捗状況を報告するものとする。

第6条（技術者の資格要件等）

1 管理技術者

管理技術者（直接雇用している者に限る。）は、次の(1)～(2)のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以降、国又は地方公共団体から直接受注し、完了した業務のうち、大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画作成又は第二次スクリーニングの安全性把握調査）、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく既存盛土等調査業務（分布調査を除く）での業務経験を有する者
- (2) 次のいずれかの資格を有する者
 - ① 技術士 総合技術監理部門（選択科目：「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」）
 - ② 技術士 建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」）
 - ③ 技術士 応用理学部門（選択科目：「地質」）
 - ④ RCCM 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「土質及び基礎部門」又は「地質部門」

2 照査技術者

照査技術者（直接雇用している者に限る。）を配置するものとし、次の(1)～(2)のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 平成28年4月1日以降、国又は地方公共団体から直接受注し、完了した業務のうち、大規模盛土造成地の変動予測調査業務（第二次スクリーニング計画作成又は第二次スクリーニングの安全性把握調査）、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく既存盛土等調査業務（分布調査を除く）での業務経験を有する者

(2) 次のいずれかの資格を有する者

- ① 技術士 総合技術監理部門（選択科目：「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」、「建設－土質及び基礎」又は「応用理学－地質」）
- ② 技術士 建設部門（選択科目：「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「土質及び基礎」）
- ③ 技術士 応用理学部門（選択科目：「地質」）
- ④ RCCM 「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「土質及び基礎部門」又は「地質部門」

第7条（資料等の貸与）

受託者は、本業務に必要な資料等を自らの費用で備えるものとする。

ただし、本業務に必要な資料等のうち、委託者が所有するものは、委託者に貸与を求めることができる。

委託者は、受託者より請求があった資料等について、本業務に必要と認めた場合は当該資料等を貸与するものとする。

受託者は、資料等を貸与された後、速やかに借用書を委託者に提出し、貸与された資料等の取扱い及び保管を慎重に行い、本業務上必要であっても、委託者の承諾を受けずに複製等を行ってはならない。

また、受託者は、本業務終了後、速やかに貸与された資料を委託者に返却し、委託者による検収を受けなければならない。

第8条（権利の帰属）

本業務の成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく複製、貸与又は流用等してはならない。

第9条（修補）

受託者は、成果品納入後であっても、過失若しくは遺漏等に起因する不良箇所が発見された場合、又は軽微な修正が必要となった場合、委託者の必要と認める修補を速やかに行うものとし、それに係る費用は、受託者が負担するものとする。

第10条（秘密の保持）

受託者は、本業務を行うことにより知り得た情報を本業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

第11条（疑義）

本特記仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、委託者及び受託者にて協議のうえ、委託者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

第12条（業務内容）

既存盛土等調査業務

令和5年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査により抽出された既存盛土等に対して、「基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）」等に基づき、以下の既存盛土等調査を行う。

（1）計画準備

業務着手後、速やかに業務計画書を作成し、委託者と協議のうえ、円滑に業務を遂行できるよう準備を行う。なお、現地調査に伴う土地所有者との調整等について、委託者の補助を行うものとする。

（2）安全性把握調査の優先度評価

既存盛土等について安全性把握調査の優先度評価を実施するため、盛土等のタイプの区分（谷埋盛土、腹付盛土、平地盛土等）に応じ、保全対象との離隔・対象数、地形・地質等によるリスク評価、変状等の有無（立入調査による現地確認）等によるリスク評価を行う。

さらに、リスク評価を踏まえ、要詳細調査の盛土等（安全性把握調査が必要な盛土等）、経過観察を行う盛土等、当面の間対応が不要な盛土等の対応区分を分類する。

安全性把握調査の優先度評価の結果については、一覧表や既存盛土等カルテとして取りまとめる。調査手順については、「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」に準拠したものとし、様式等については委託者指定の様式にて作成するものとする。なお、発注時における安全性把握調査の優先度評価の対象箇所については、81箇所程を想定している。なお、熊本市盛土対策検討委員会の開催時期を考慮し、8月頃に現地調査完了を想定している。

（3）既存盛土等分布調査結果の更新

安全性把握調査の優先度評価の結果の整理後、令和5年度に実施した「熊本市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査業務委託」における既存盛土等分布調査結果の更新を行う。（GISデータ及びカルテの更新含む）

（4）安全性把握調査の優先度評価の結果整理

安全性把握調査の優先度評価（全458箇所）の結果について、本市における経過観測方針の検討基礎資料として資料整理を行う。

資料作成については、事前に委託者と協議し作業すること。なお、熊本市盛土対策検討委員会の開催時期を考慮し、9月頃に資料完成を想定している。

（5）報告書作成

本業務で実施した調査内容・手法・調査結果等について簡潔に整理し、調査結果に対する考察、課題等についてとりまとめた上で報告書を作成するものとする。

（6）打合せ等

本業務の打合せ等は、業務着手時に1回、中間時に1回、業務完了時に1回の計3回を想定している。

第13条（成果品）

本業務の成果品は、以下のとおり作成し、提出するものとする。

1 業務報告書（A4判、ファイル製本）：2部

- (1) 業務報告書
- (2) カルテ等の各種資料
- (3) 打合せ記録簿
- (4) その他関係資料

2 電子データ（CD-R・DVD-R格納）：2部

- (1) 業務報告書（PDF、Word形式）
- (2) カルテ等の各種資料（PDF、Word・Excel形式）
- (3) GISデータ（ポリゴン図形）（Shape形式）
- (4) 打合せ記録簿（PDF、Word・Excel形式）
- (5) その他関係資料（PDF形式）

第14条（電子納品）

(1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。

(3) 電子成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認したうえで、提出すること。

第15条（ウィークリースタンス）

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。